

## 利 用 上 の 注 意

- 1 この結果報告書には、従業者1～3人の事業所の結果は含んでいません。
- 2 調査期日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は集計に含んでいません。
- 3 「分類」は、産業分類及び製造品分類並びに賃加工品分類とを組み合わせ構成した工業統計調査用産業分類によります。
- 4 統計表中の符合の用法は、次のとおりです。

「0.0」	単位未満
「－」	該当数なし
「X」	統計法に基づく秘匿数字
「・・・」	不詳・資料なし
「△」	マイナス

なお、数値の単位未満は四捨五入したため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

### 5 用語の定義

#### (1) 従業者数

常用労働者数、個人事業主及び無給家族従業者数の合計

#### (2) 現金給与総額

年間に支給された常用労働者、臨時雇用者に対する諸給与額と退職金、解雇予告手当等の合計額

#### (3) 原材料使用額等

原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費の合計額

#### (3) 製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額及び修理料収入額、くず及び廃物の売払収入額並びにその他の収入額の合計額で、消費税等内国消費税額を含んだ額

(4) 生産額（従業者30人以上）

製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 同年初在庫額) +  
(半製品及び仕掛品年末額 - 同年初額) で算出。ただし、  
従業者29人以下は製造品出荷額等 = 生産額とみなして  
います。

(5) 付加価値額（従業者30人以上）

生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)  
- 原材料使用額等 - 原価償却額で算出。ただし、従業者29  
人以下は粗付加価値額として、製造品出荷額等 - (消費税  
を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等  
で算出。

※ 推計消費税額は、平成13年調査により消費税額の調査  
を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算  
出に当たっては、直接輸出分を除いています。

(6) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上）

有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の年間増減額（増加額  
- 減少額）

6 産業中分類は次の略称を用いました。

09	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業 (衣服・その他の繊維製造業を除く)
12	衣服	衣服・その他の繊維製品製造業
13	木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)
14	家具・装備品	家具・装備品製造業
15	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷	印刷・同関連業
17	化学	化学工業
18	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
19	プラスチック製品	プラスチック製品製造業
20	ゴム製品	ゴム製品製造業
21	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼	鉄鋼業

24	非鉄金属	非鉄金属製造業
25	金属製品	金属製品製造業
26	一般機械	一般機械器具製造業
27	電子機械	電気機械器具製造業
28	情報通信	情報通信機械器具製造業
29	電子部品・デバイス	電子部品・デバイス製造業
31	輸送用機械	輸送用機械器具製造業
32	精密機械	精密機械器具製造業
34	その他	その他の製造業

日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）の改定に伴い、平成14年調査から、

1. 「新聞業」及び「印刷業」は、「製造業」から「情報通信業」へ移行し、本調査の対象外となりました。
2. 「電気機械器具製造業」は、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3業種に分割されました。
3. 「武器製造業」は、「その他の製造業」に移行しました。

7 産業部門分類は次のようにしました。

なお、部門分類方法は、平成8年から変更となりました。

（従前の分類方法は重工業、軽工業、化学工業、その他）

生活関連・ その他型産業	食料品、飲料・たばこ・飼料 繊維、衣服 家具・装備品 印刷、皮革 その他
基礎素材型産業	木材・木製品、パルプ・紙、化学 石油・石炭、プラスチック製品 ゴム製品、窯業・土石 鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	一般機械、電気機械、情報通信 電子部品・デバイス、輸送用機械 精密機械

8 この報告書の平成17年数値は、後日、経済産業省から公表される数値と相違することがあります。

9 内容についてのお問い合わせ先

綾部市総務部総務課

T E L	0773-42-3280
F A X	0773-42-4406
e-mail	somu@city.ayabe.kyoto.jp